

## 大館市「家庭ごみの正しい分別表」協働発行业務 仕様書

### 1 概要

大館市「家庭ごみの正しい分別表」の発行に当たっては、民間業者との協働発行とすることで、本市が提供するごみ分別及び行政情報のみならず、選定された協働発行业務者が取材及び企画・編集した本市の情報を掲載し、より一層市民に有益な冊子とすることを目的とする。

なお、本業務に係る企画・編集、広告、校正、印刷・製本の一切の経費は、協働発行业務者が獲得する広告収入により賄うものとする。

### 2 規格等

#### (1) 発行部数

40,000部以上とする（広告主用は含まない）。

#### (2) 発行日

令和8年12月上旬

#### (3) 規格

A4判、表紙4ページ、本文40ページ以上45ページ以内、ごみ分別情報及び行政情報の文字の大きさは11ポイント以上を基本とし、最少でも9.5ポイントとする。

#### (4) 用紙

ア 表紙4ページ：上質紙90キログラム以上

イ 本文：上質紙55キログラム

上記は例示であり、同程度の耐久性のある紙であれば使用可とする。

#### (5) 印刷

全ページ2色カラー印刷

#### (6) 製本

中とじ

#### (7) 主な内容

ア ごみ分別情報（ごみの出し方（現状との違い）、ごみの種類、収集日、手数料ほか）

イ 行政情報（大館市エコプラザ事業概要、こでん回収、施設利用料ほか）

ウ 広告等

(8) 広告の掲載

- ア 全紙面に対する広告の割合はおおむね20%以下とする。
- イ 広告主については大館市内の事業者を優先すること。
- ウ ごみ分別情報及び行政情報と広告とが明確に区別できるように掲載するものとする。
- エ 表表紙の裏面、裏表紙の裏面には広告を掲載しないこと。
- オ 掲載する広告については「大館市広告掲載要綱」、「大館市広告掲載基準」を順守すること。
- カ 広告の募集について、本市は関与しないものとする。ただし、本市は協働発行事業者から依頼があった場合は、必要と認める範囲で次のことを行う。
  - (ア) 市広報または市ホームページへの広告募集情報の掲載
  - (イ) 市内事業者等に向けた広告掲載協力文書の発行

(9) 編集等の条件

- ア 企画・編集、広告、校正、印刷・製本等にかかる一切の業務は協働発行事業者が行う。業務の実施に当たっては、本市と十分に協議のうえ承認を得なければならない。
- イ 地図の掲載に当たっては、最新の地図を使用すること。
- ウ 本市は、基本的に市ホームページに掲載している内容により、行政情報の提供を行う。
- エ 校正は最低3回以上行う。提出する原稿は、紙媒体と電子データ両方を提出するものとする。
- オ 協働発行事業者は、家庭ごみの正しい分別表の発行前に印刷原稿を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(10) 納品

事業者は、本市が指定する部数を、本市が指定する場所に納品するものとする。

(11) その他

成果品については、市ホームページで公開するため、アウトライン化したPDFデータを提供すること。